

11 資料

松本市の障害者関係団体 (一部松本近郊施設も含みます)

団 体 名	活 動 内 容
松本市身体障害者福祉協会	身体障害者の福祉増進のため、各種活動を実施
松本視覚障害者福祉協会	視覚障害者の福祉増進のため、各種活動を実施
松本市聴覚障害者協会	聴覚障害者の福祉増進のため、各種活動を実施
松本市しいのみ会	肢体不自由児者の父母の会、福祉増進活動を実施
松本市手をつなぐ育成会	知的障害者の親の会、知的障害者の福祉増進活動
こぶし会	自閉症児者の親の会
松本地域精神障害者家族会連絡協議会(手まり会)	精神障害者の家族会、精神障害者の福祉増進活動
長野県難病患者連絡協議会	各種難病患者団体の連合会、難病相談等実施
障害者パソコン研究会	インターネットによる情報交換及び社会参加の研究
松本おもちゃの家	松本おもちゃ図書館を運営し、障害児と交流する
松本市身体障害者相談員連絡協議会	地域の身体障害者への相談・助言活動
長野県重症心身障害児者を守る会	最も重い障害者の生活向上を図り支援する
長野県赤十字音訳奉仕団「ひびきの会」	視覚障害者のためにパソコンを使用してデジタイズ図書の作成

○ このほかにもいろいろな活動をしているグループ、団体等があります。

○ 連絡先等のお問い合わせは、
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

松本市の障害者関係施設 (一部松本近郊施設も含みます)

現在は障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関係なく施設等を利用できる仕組みになっていますが、障害の特性に応じて支援内容も異なることから、施設ごとに利用対象とする障害の種別をある程度限定している施設もあります。

○ 社会福祉事業授産施設（身、知）

施設名称	所在地	設置(運営)主体	電話番号	ファックス
松本市四賀社会就労センター	松本市中川9-4	松本市	64-2016	64-2199
松本市奈川社会就労センター	松本市奈川2401-1	松本市（休止中）	79-2350	79-2368
松本市奈川社会就労センター寄合渡分場	松本市奈川1577-1	松本市	79-2663	79-2663

○ 視覚障害者福祉センター

施設名称	所在地	設置(運営)主体	電話番号	ファックス
長野県視覚障害者福祉センター	松本市旭2-11-39	(福)県視覚障害者福祉協会	32-5632	32-7854

○ 関係公共機関

施設名称	所在地	設置(運営)主体	電話番号	ファックス
松本公共職業安定所	松本市庄内3-6-21	国	27-0111	27-0041
松本地方事務所	松本市島立1020	長野県	47-7800	47-7821
松本児童相談所	松本市波田9986	長野県	91-3370	92-1550
松本保健福祉事務所	松本市島立1020	長野県	40-1937	47-9293
松本盲学校	松本市旭2-11-66	長野県	32-1815	36-9505
松本ろう学校	松本市寿豊丘820	長野県	58-3094	85-1411
松本養護学校	松本市今井1535	長野県	59-2234	59-1005
寿台養護学校	松本市寿豊丘811-88	長野県	86-0046	86-9276
松本技術専門校	松本市寿北7-16-1	長野県	58-3158	85-1412
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター	松本市寿北7-17-1	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部	58-2905	58-5062
松本市総合社会福祉センター	松本市双葉4-16	松本市	25-3133	25-3094

障害のある人を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法(「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)は虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。
 障害のあるなしにかかわらず一人ひとりが大切にされ安心して生活できるよう、虐待の防止に取り組みましょう。

○ 障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では障害者虐待を以下の3種類に分けています。

- * 養護者による虐待
 家族や親族、同居する人によるもの
- * 障害者福祉施設従事者等による虐待
 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働いている職員によるもの
- * 使用者による虐待
 障害者を雇って働かせている事業主等によるもの

○ 障害者虐待の例

次のような行為は障害者虐待に該当します。虐待の意図を持っているかどうかは問いません。

- * 身体的虐待
 障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状況にすること(殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める等)
- * 性的虐待
 障害者に無理やり、または同意とみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりすること(裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる等)
- * 心理的虐待
 障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること(怒鳴る、ののしる、悪口を言う、わざと無視する等)
- * 放棄・放任(ネグレクト)
 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること(十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療・福祉サービスを受けさせない等)
- * 経済的虐待
 本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと、また、障害者に理由なく金銭を与えないこと(年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等)

○ 障害者虐待を防ぐために

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、家族など養護者が抱える問題の解決につながります。

○ 相談・通報先

障害者虐待の相談や通報の情報は慎重に取り扱われます。「あれ?」「ちょっとおかしいかな」など気になることがありましたら、まずは下記へご相談ください。

【松本市障害者虐待防止センター】

障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、国、県、市等の行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる、共生社会をつくることを目的としています。

○ 法律の内容

国、県、市等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障害のある人に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障害のある人から求められた社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

○ 不当な差別的取扱いとは

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障害のない人に対しては付さない条件を付けたりするような行為です。

- * 具体例1 視覚障害がある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。
- * 具体例2 障害を理由に窓口対応を拒否する。

○ 合理的配慮とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くよう必要な合理的配慮を行うことです。

- * 具体例1 段差がある場合に、車いす使用者を補助する。
- * 具体例2 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

○ 民間事業者等での合理的配慮の提供

障害者差別解消法が対象とする事業者は、企業、店だけでなく、個人事業者、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。事業を継続するうえで過重な負担とならない範囲で、合理的な配慮に努めることとされています。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

合理的配慮等の具体的な事例は、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」に掲載されています。

ホームページアドレス <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

○ 松本市の障害者差別に関する相談窓口

障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
(メールアドレス s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp)

○ 長野県の障害者差別に関する相談窓口

障がい者支援課 電話026-235-7101 fax026-234-2369
(メールアドレス fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp)